

令和2年度諮問第1号

令和2年度答申第1号

令和2年8月19日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市情報公開審査会

会 長 鴨志田 勝則

海老名市情報公開条例第18条第1項の規定による諮問について（答申）

令和2年5月26日付けで海老名市長から行われた海老名市情報公開条例第18条第1項の規定による次の諮問について、別紙のとおり答申する。

諮問内容

海老名市長が令和2年1月31日付けで行った行政文書非公開決定（海老名市指令第20号）に対する審査請求について

審査請求人が令和2年3月6日付けで提起した処分庁海老名市長による令和2年1月31日付け行政文書非公開決定に関する処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

海老名市長（以下「実施機関」という。）が公開請求に係る文書の不存在を理由として非公開とした決定は妥当であり、本件審査請求は棄却とするのが相当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 令和元年12月26日、実施機関の職員は、来庁した高座清掃施設組合職員から本郷ふれあい公園内井戸の掘削に係る実施機関への届出手続について問合せを受け、海老名市環境保全条例（昭和50年条例第12号。以下「環境保全条例」という。）第27条第1項及び海老名市環境保全条例施行規則（昭和50年規則第8号。以下「環境保全条例施行規則」という。）第19条第1項に規定する「地下水取水届」及び任意書式の「遅延理由書」の提出が必要である旨を説明した。
- 2 令和2年1月28日、審査請求人は、海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号。以下「情報公開条例」という。）に基づき、実施機関に対し、下記の文書の公開請求を行った。
 - (1) 環境保全条例、環境保全条例施行規則以外で井戸を規定する文書（防災井戸に関するものを除く）
 - (2) 高座清掃施設組合から、本郷ふれあい公園に関する、市に提出された届もしくは許可申請書類
 - (3) 市と高座清掃施設組合が、本郷ふれあい公園の井戸について協議した文書
- 3 令和2年1月31日、実施機関は、上記2の公開請求に対して、文書の不存在を理由に非公開決定を行った。
- 4 令和2年3月6日、審査請求人は、本件処分を不服として、実施機関に対して

審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、本件処分に係る行政文書の全部公開を義務付ける裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

- (1) 実施機関が、高座清掃施設組合職員から違反を行った事実の報告を受けたにもかかわらず、記録を残さないことは理解できない。
- (2) 実施機関から文書が存在すると思われる表現での示唆もあった。

以上のことから記録の公開を求める。

第4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 実施機関の弁明の趣旨

実施機関が行った決定は妥当であるので、本件審査請求を棄却とする裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由に対する弁明

(1) 審査請求の理由(1)に対して

審査請求人は、「実施機関が、高座清掃施設組合職員から違反を行った事実の報告を受けた」と主張しているが、実施機関の職員が、高座清掃施設組合職員から本郷ふれあい公園内井戸の掘削に係る届出手続について問合せを受け、環境保全条例第27条第1項及び環境保全条例施行規則第19条第1項に規定する「地下水取水届」及び任意書式の「遅延理由書」の提出が必要である旨を説明したものであって、違反を行った事実について報告があっ

たものではない。

また、審査請求人は、「記録を残さないことは理解できない」と主張しているが、実施機関の職員が、高座清掃施設組合職員に提出書類を教示した程度のものに過ぎず、記録を必要とするものではない。

(2) 審査請求の理由(2)に対して

審査請求人は、「実施機関から文書が存在すると思われる表現での示唆もあった」と主張しているが、実施機関の職員が審査請求人に対して、自己の備忘録としてのメモの存在を伝えただけで、行政文書の存在を示唆したものではない。当該メモは、当該職員が所有するノートに「窓口対応日、来庁者名、来庁用件」の3点が走り書きされた程度のもので、課内での内部検討に付する要件を有しているものではなく、課内で共有できる状況で保管する性質のものではない。さらに、前述の性質から、当該メモは、供覧や決裁などの一定の権限を有する者の関与を要する文書に当たるものではない。

このため、当該メモは、あくまでも当該職員が、専ら自己の執務上の便宜のために利用する個人の備忘録であり、情報公開条例第2条第2号の行政文書に該当するものではない。

第5 審査会の判断

1 情報公開条例第2条第2号の該当性について

情報公開条例第2条第2号は、公開請求の対象となる行政文書（以下「条例上の行政文書」という。）の範囲について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画（中略）及び電磁的記録（中略）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」としており、条例上の行政文書であるというためには、①「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録」であること及び②「当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」であることの2つの要件を満たす必要がある。

そこで、審査請求人が公開を請求する記録（以下「本件メモ」という。）について、前記要件①及び②の該当性を検討する。

(1) 前記要件①の該当性について

実施機関の弁明によると、本件メモは、実施機関の職員が担当する職務遂行の用に供するため、備忘録として自己所有のノートに記録をしたものであることが認められる。しかしながら、本件メモは、あくまで個人の備忘録にとどまるものであって、職務上の内部検討に付されたものとはいえない。

したがって、本件メモは、実施機関の職員が職務上作成したものであると認められず、①の要件を満たすものではない。

(2) 前記要件②の該当性について

実施機関は、本件メモは課内で共有できる状況で保管する性質のものではないと主張しているため、この点について検討する。

実施機関の弁明によると、本件メモは、実施機関の職員が所有するノートに窓口対応日と思われる「●／●」、来庁者の所属及び名前と思われる「●●●さん等」並びに来庁用件と思われる「●●●」の3文字が書かれているに過ぎず、具体的な内容の記述が一切見当たらないものである。このことから、本件メモは、実施機関の職員が単独で作成した文書であって、専ら自己の執務の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないものと認められる。

したがって、本件メモは、実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものとは認められず、②の要件を満たすものではない。

以上のことから、本件メモは、条例上の行政文書には該当しないものと判断する。

2 結論

以上により、本件処分に違法は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきである。よって、当審査会は、第1に記載のとおり判断した。

第6 付言

審査請求人は、実施機関の職員と高座清掃施設組合との協議の記録を残さないことは理解できないと主張しているため、この点について付言する。

実施機関の職員が環境保全条例違反が疑われるあるいは推認される問合せを受け、遅延理由書の提出が必要である旨説明したとあることから、既に行政指導にも着手していることがうかがえる。こうした中で、情報の組織的共有、必要な調査、行政指導等の行政活動の記録が行政文書として作成されなければ、情報公開条例が目的とする「行政文書の公開を請求する手続及び市民の権利を定めることにより、市民の知る権利を尊重するとともに市政について市民に説明する責務を全うするようにし、市政に関する情報の共有化を図り、もって市民の市政参画をより一層推進し、地方自治の本旨に基づいた公正でわかりやすいまちづくりの推進に資する」ことはできない。

以上のことから、当審査会は、情報公開制度がかかる目的に資するために行政文書が適時かつ適切に作成され、管理されることの重要性について改めて認識され、適正に実施されることを要望する。

また、当審査会は、本件メモは条例上の行政文書には該当しないと判断したものの、情報公開条例第28条に「実施機関は、この条例の目的を達成するため、必要な情報を市民に積極的に提供するよう努めなければならない」とあり、可能な限り請求者の要求の趣旨に沿った運用に努めるべきであると考えます。

第7 処理経過

当審査会の調査審議の経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
令和2年5月26日	実施機関から諮問書を受理 実施機関から弁明書を受理
令和2年6月4日	諮問事案の審議
令和2年7月10日	諮問事案の審議